

陳情第 6 号


「長崎市の子どもたちをいじめから守る取組」に関する陳情書

令和6年9月2日

長崎市議会議長
每熊 政直 様



陳情人

- ・ 住所 [REDACTED]
- ・ 氏名 「長崎の子どもたちをいじめから守る市民の会」
代表 大石真弘 
- ・ 連絡先 [REDACTED]

1 陳情の趣旨

私は長崎市内で不登校の子どもたちの支援やいじめ等の相談活動を行っています。

先日、ある保護者から「学校にいじめを訴えた場合、どのように対応してくれるのか？」
「よくニュースで見るいじめの重大事態とは、どのような時になるのか？」という相談を受けたので、法律も含め学校が対応すべきことを簡単に説明しました。

そして、子どもさんが在籍する学校のホームページを見るよう勧めました。

それは、長崎市ではすべての小中学校で、市の「いじめ防止基本方針」をもとに各学校で策定した「いじめ防止基本方針」をホームページに記載するよう決まっているからです。

その後、保護者から「学校のホームページを見てもよくわからない。重大事態についても記載されていない」と連絡を受けたので、確認したところ、確かに記載はありませんでした。いくつかの学校の基本方針を見るうち、もしかしたら各学校の「いじめ防止基本方針」に記載のばらつきがあるのではないかと思い、市内全小中学校のホームページを確認しました。

その結果、ホームページに記載されているはずの「いじめ防止基本方針」自体がない学校が複数校あり、あったとしても内容や用語が誤っているものが多く大変驚きました。

令和6年度の1学期終了時点で、「いじめ防止基本方針」がホームページに全く記載されていない学校が、小学校5校、中学校4校ありました。3年前から全く更新されていない学校も複数校ありました。

次に、「いじめの重大事態」については、「重大事態」という文言そのものの記載がない学校が小学校6校、中学校15校、さらに、「重大事態」という記載があっても、その要件が全く記載されていない学校が、小学校20校、中学校18校ありました。

「いじめ防止対策推進法」の根幹である、いじめの「重大事態」の要件は、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、「児童生徒、保護者が重大事態の疑いがあると学校に申し出があった場合」とされています。また、文科省は「相当期間の欠席」について、不登校の定義である、年間30日を超えなくとも、病気や怪我など正当な事由がない場合、連続した欠席が3日を目安に校長等へ報告、7日以上、本人の状況の確認ができていない場合は、学校が設置者に報告を行うとして通知しています。

(文科初第1479号初等中等教育局長通知 平成27年3月 文部科学省)

つまり、連続した欠席は遅くとも1週間が目安となります。

このような最新の文科省通知等の内容をホームページに反映している学校は残念ながら1校もありませんでした。また、「重大事態」を「重要事態」と誤って記載している学校も多くありました。さらに、「重大事態」の要件を「いじめられた子どもが死亡したときの対応」のみとしている学校もあり、極めて重大な誤認だと思いました。「欠席日数は30日が目安」と限定的に書かれていた学校もありました。

私は、市教育委員会に「いじめ防止基本方針」は全小中学校でホームページに記載しなければならないことを確認した後、「いじめ防止基本方針」をホームページに載せていな

い学校の管理職に直接お尋ねしました。

管理職の先生からは、「ホームページに市で共通して載せないといけないものはありません。」との返答でした。私は続けて、「いじめの対応」をホームページに記載するか、しないかは学校の判断でいいということですか」とお聞きすると、「そうです」とお答えをいただきました。また、「重大事態」を「重要事態」と書かれている学校にもお聞きしました。私が「2021年以降、更新されていないようですが、もし、今年度、更新するなら付け加えることはありますか」とお聞きすると、管理職の先生は「変わっていません。例年通りです」という回答でした。また、「重要事態」とありますが、これは「重大事態」のことですか。また、別の教育用語なのですか。とお尋ねしたところ、「重大事態のまちがいでしょね」という回答でした。

小中学校の先生方はご自分の学校の「いじめ防止基本方針」を見て指導をされると思います。もし、それが正しくなければ、法律に沿った対応はできません。そればかりか誤った対応になる可能性もあります。保護者もホームページを通じて学校の「いじめ防止基本方針」を理解します。このような各学校の状況では、保護者が学校の「いじめ防止基本方針」を見たとしても、正しく理解できないだけでなく、重大事態にあたる事案を適切に対応しないことにつながり、他にもない子どもたちが著しい不利益を被ることになります。

これが長崎市の現状です。保護者への周知は、最新かつ、正しい情報が必要です。

最近、子どもがいじめにより自死した事案を亡くなった数年後に重大事態と認定したり、不登校や転校を余儀なくされた事案も後になって重大事態に認定した。ということが全国で次々と起こっています。当該自治体の長は、「法的なことや手続きが十分理解されていなかった」と述べています。

これは、本来、いじめの重大事態であるにもかかわらず、正しく認定しなかったために、当然行われるべき調査、指導、支援が行われなかったことを意味します。

子ども家庭庁が委嘱している「いじめ調査アドバイザー」によると、「重大事態と認められる事案を学校内で解決しようとする事案が多い」という指摘をしています。

私はこれらの要因として、保護者や教職員が「いじめ防止基本方針」や「いじめの重大事態」の要件を知らないからだと考えています。

今のままでは、長崎市でも同じような状況が出てきてもおかしくないと思います。

滋賀県大津市の自死事案を受けて「いじめ防止対策推進法」が制定され、10年が経過します。制定後もいじめの認知件数は年々増加し、令和4年度は68万件のいじめが認知されています。全国的に重大事態の件数が少なすぎるという指摘もあります。

長崎県内でも過去にいじめによる自死事案が起こっています。長崎市でも悲しい事案がおきています。しかし、年々、いじめ問題に対する学校の危機感や問題意識が薄らいでいると思います。「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」と言われます。

もう二度といじめにより、子どもたちが苦しみ、世の中に絶望することがないように、大人が正しい情報と教えを与え、守らなければなりません。

先生方をはじめ、保護者や子どもに関わる大人が正しい知識を得て、正しく助け、守り抜く知識と情報を各学校から発信してほしいと思います。

以上を踏まえて、次の2点を陳情いたします。

2 陳情項目

- ① すべての保護者が「いじめの定義や学校が行うべき対応」等を正しく知ることができるよう、各学校の「いじめ防止基本方針」を最新の情報を反映させて、発信、周知を図っていただきたい。

特に、「いじめの重大事態」については、児童生徒や保護者が「いじめの重大事態が発生した疑いがある」と学校に申し出た場合、仮に、学校が「いじめではない」と考えたとしても「重大事態発生の疑い」として調査が義務付けられていること。

また、不登校の定義である30日の欠席に満たなくとも、「いじめ等が疑われる場合」や「連続した1週間程度の欠席」等、「重大事態の要件となりえるもの」をすべて網羅した基本方針を各学校で策定いただきたい。

- ② 現在、大人総がかりでいじめ防止対策を行うよう求められています。

「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」の内容を正しく教職員へ周知することはもちろん、学校内で子どもたちに関わっていただいている、学校相談員、学校サポーター、図書館司書、特別支援教育支援員、部活動指導員等の方々にも正しく理解していただけるよう資料等を作成して配布する等、周知していただきたい。

以 上